

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県立大学管理規則の一部を改正する規則
(保健医療政策課)

○埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
(住宅課)

○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則(教職員課)

○学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(県立学校人事課)

○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則(総務給与課)

○埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

○職員の育児休業等に関する規則(任用審査課)

一	一	一六	一八	一九	一九	二〇	二〇
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (任用審査課)	○一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 (任用審査課)	○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造)	○情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示 (電子サービス推進室)	○越谷都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課)	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	○軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課)	○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)
一四	一四	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
○職員の育児休業等に関する規則	○一般国道二百九十九号の区域の変更 (秩父県土)						

○一般国道二百九十九号の供用の開始
() 二二

○県道ときがわ熊谷線の区域の変更
(熊谷県土) 二二

○県道ときがわ熊谷線の供用の開始
() 二二

○一般国道百二十二号の区域の変更
(杉戸県土) 二二

○県道蓮田杉戸線の区域の変更
() 二二

○県道蓮田杉戸線の区域の変更
(杉戸県土) 二三

○開発行為に関する工事の完了公告
() 二四

○県道さいたま栗橋線の区域の変更
() 二四

二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委)	○埼玉県立大学管理規則の一部を改正する規則 (平成二十年二月二十六日)	○埼玉県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)を削る。	○埼玉県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)を削る。	○埼玉県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)を削る。	○埼玉県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)を削る。	○埼玉県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)を削る。	○埼玉県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)を削る。
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

規則

埼玉県立大学管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三号

埼玉県立大学管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立大学管理規則(平成十年埼玉県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条」を「第十一条」に改め、「(以下「大学」という。)及び埼玉県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)」を削る。

第四条第一項中「大学又は短期大学部」を削る。

第十一条を削る。

第十二条中「大学及び短期大学部」を「埼玉県立大学」に改め、同条を第十一条とする。

附則 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四号

埼玉県県管住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県管住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表二四の項中「六一・八四」を「六二・九七」に、「九〇」を「二三三」に改め、同表中二九一の項を二九三の項とし、二三五の項から二九〇の項までを二項ずつ繰り下げ、二三四の項を二三五の項とし、同項の次に次のように加える。

二二六	ジュネス坂戸住宅	坂戸市千代田一丁目	中層耐火	五〇・〇八	二〇
-----	----------	-----------	------	-------	----

別表中二三三の項を二三四の項とし、一九三の項から二三二の項までを二項ずつ繰り下げ、一九二の項の次に次のように加える。

一九三	越谷北越谷住宅	越谷市北越谷三丁目	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-----	---------	-----------	------	-------	----

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表二四の項の改正規定は、同年三月一日から施行する。

職員の子育休休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第一号

職員の子育休休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

育委員会規則の整備に関する規則

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八

条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める教育職員」を「占めるもの」に、「あつては、」を「あつては」に、「」第三条第二項」を「。以下この項

において「勤務時間条例」という。第三条第三項」に改め、「除して得た数を」の下に、「地方公務員の子育休休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下

この項において「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をして

務をしている教育職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間

間で除して得た数をそれぞれ」を加える。
(学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第九条の五第二項第二号」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第十六条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))又は同条例第二十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 定時制通信教育手当の支給に関する規則(昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八

条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める学校職員」を「占めるもの」に、「あつては、」を「あつては」に、「次条において」を「以下この項及び

次条において」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、「除して得た

数を」の下に、「地方公務員の子育休休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。

以下この項において「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をして

学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれを加える。

(学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第四条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

第三条第二号を次のように改める。

二 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(常勤の職員又は法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))その他埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるものに限る。)となつた者

イ 条例の適用を受ける学校職員

ロ 職員給与条例適用職員(職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ハ 企業職員(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ニ 病院職員(埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ホ 技能職員(技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第四号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ヘ 教育技能職員(技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ト 特別職の職員(法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員をいう。以下同じ。)

チ 特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二

条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員のうち教育委員会の定めるもの

第三条第三号中「次に掲げる者」の下に「(常勤の職員又は再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。)」を加え、同号イを次のように改める。

イ 特定独立行政法人の職員(前号イに掲げるものを除く。)のうち教育委員会が定めるもの

第三条第三号ハ中「特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)」を削る。

第五条中「学校職員」を「条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員」に改める。

第六条第二項に次の一号を加える。

四 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員(第十二条第二項四号において「育児短時間勤務学校職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第十六条の規定により読み替えられた条例第六条第三項に規定する算出率をいう。第十二条第二項四号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第七条第一項を次のように改める。

第七条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからトまでに掲げる者が条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 職員給与条例適用職員

ロ 企業職員

ハ 病院職員

ニ 技能職員

ホ 教育技能職員

ヘ 特別職の職員

ト 特定独立行政法人の職員のうち教育委員会の定めるもの

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからニまでに掲げる者が引き

続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

- イ 特定独立行政法人の職員（前号トに掲げる者を除く。）のうち教育委員会
の定めるもの
- ロ 公庫等の職員
- ハ 国等の職員（教育委員会が定めるものに限る。）
- ニ 退職派遣者

第八条第三号中「第五条の三第二項」を「第七条第二項」に改める。
第十二条第二項第七号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号
を同項第八号とし、同項中第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の
次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務学校職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じ
て得た期間を控除して得た期間

別表第一中

五号給以上の給料月額
を受ける学校職員

を

五号給以上の号給及び
一般職の任期付職員の
採用等に関する条例第
四号第三項（育児休業
条例第二十条（育児休
業条例第二十四条にお
いて準用する場合を含
む。）の規定により読
み替えて適用する場合
を含む。）の規定によ
り決定された給料月額
を受ける学校職員

に、

四号給及び三号給の給
料月額を受ける学校職
員

を

四号給及び三号給を受
ける学校職員

に、

二号給
料月額
を受ける学校職員

及び一号給の給
料月額を受ける学校職
員

を

二号給及び一号給を受
ける学校職員

に改める。

（学校職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第五条 学校職員の管理職手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則
第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定める額」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律
（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十条
第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び同法第十七条の規定に
よる短時間勤務をしている学校職員（次項において「育児短時間勤務学校職員
等」という。）にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例
（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この条において「勤務時間条例」とい
う。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規
定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第十
八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第
四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間
で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があると
きは、その端数を切り捨てた額とする。）を加え、同条第二項中「あつて
は、」を「あつては」に、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七
年埼玉県条例第二十八号）第三条第二項」を「勤務時間条例第三条第三項」に、
「乗じて得た額」を「、育児短時間勤務学校職員等にあつてはその額に算出率を
それぞれ乗じて得た額」に、「額」を「額とする。」に改める。

（学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第六条 学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則
第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「平成七年埼玉県条例第二十八号」の下に「。第十四条第
一項において「勤務時間条例」という。」を加える。

第十四条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二
十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用さ
れた職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める学校職員」を「占めるも
の」に、「、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第二項」を「勤務
時間条例第三条第三項」に改め、「勤務時間を」の下に「、育児休業法第十条第
一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短
時間勤務をしている職員にあつては勤務時間条例第三条第二項の規定により定め
られたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職
員にあつては勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時

間をそれぞれ」を加える。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第七条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める教育職員」を「占めるもの」に、「あつては、」を「あつては」に、「」第三条第二項」を「」。以下この条において「勤務時間条例」という。」第三条第三項」に改め、「除して得た数を」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この条において「育児休業法」という。第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあつてはその額に勤務時間条例第三項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三項第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第八条 教育職員の給料の調整額に関する規則(昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「あつては、」を「あつては」に、「」第三条第二項」を「」。以下「勤務時間条例」という。」第三条第三項」に改め、「除して得た数を」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三項第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

(学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第九条 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号イ中「第四条第三項」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第二十条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第十条 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「職員にあつては、」を「ものにあつては」に、「」第三条第二項」を「」。以下この項において「勤務時間条例」という。」第三条第三項」に改め、「除して得た数を」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第三項第三号中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に、「第四条第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第十一条 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号ニ中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条第七号中「」第六号」を「」第八号」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 切替日以降に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(次条第

一項第四号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

第四条第一項第一号から第三号までの規定中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「第十八項」を「第十七項」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をして
いる職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する
額に、勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同
条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一
円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた
給料月額

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成二十年二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九
号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第七条の二 第三条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法

律第一百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一
項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をしている学
校職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員(以下「育
児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。

第八条中「二十日に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八
条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員(以下「再任用短時間勤
務職員」という。)の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日
数(一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない学
校職員(以下「非同勤型再任用短時間勤務職員」という。)にあつては、百六
十時間に条例第三条第二項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務
時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換
算して得た」を「次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」に、
「四捨五入して得た日数」とする」を「四捨五入して得た日数」とする」に改め、
同条に次の各号を加える。

一 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員(条
例第三条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))及び任
期付短時間勤務職員(条例第三条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をい
う。以下同じ。)のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時
間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 二十日に斉一型短時間勤
務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員
及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。
以下同じ。) 百六十時間に条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき
定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗
じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数

第八条の二中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」
を加える。

第八条の三第一項第一号中「採用の月」を「在職期間」に改め、「掲げる日数」
の下に「育児短時間勤務職員等、」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任
期付短時間勤務職員」を加え、同項第二号中「採用の月」を「在職期間」に改め、
「再任用職員」という。)の下に「又は任期付短時間勤務職員」を加え、同条第
四項中「二十日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残

日数(当該日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数から、学校職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる学校職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数)(当該「を」の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(その「に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次のイ及びロに掲げる場合に依り、

当該イ及びロに定める日数

イ 当該年の初日に学校職員となつた場合 二十日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数

ロ 当該年の初日後に学校職員となつた場合 この号イの日数から学校職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

二 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数

第八条の三第五項中「県教育委員会規則で定める」の下に「ものは、育児休業法第六条第一項第一号の規定により一年を超えない任期を定めて採用される常勤職員とし、県教育委員会規則で定める」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八条の四 一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が変更されるときは当該変更の日以後における学校職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定めるものとする。

第九条中「残日数が二十日を超えない学校職員にあっては当該残日数、二十日を超える学校職員にあっては二十日」を「二十日(第八条各号に掲げる学校職員にあっては、当該年に付与された年次休暇の日数)を超えない範囲内の残日数(半日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。)」に改める。

第十条第二項中「一日又は半日」の下に「育児短時間勤務職員等、」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第三項中「非同一勤務型再任用短時間勤務職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「単位とする年次休暇を日に換算する場合は、八時間(一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である学校職員にあっては、その者の勤務日の一日当たりの勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを

切り捨てた時間)」を「単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号から第四号までに掲げる学校職員以外の学校職員 八時間

二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次のイからハまでに掲げる勤務の形態の区分に応じ、当該イからハまでに定める時間数

イ 育児休業法第十条第一項第一号 四時間

ロ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間

ハ 育児休業法第十条第一項第三号又は第四号 八時間

三 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

四 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等を除く。) 八時間

第十二条第四号中「再任用短時間勤務職員にあっては十四日に再任用短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数(非同一勤務型再任用短時間勤務職員にあっては、百十二時間に条例第三条第二項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員)を「斉一型短時間勤務職員にあっては十四日にその者の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあっては、百十二時間に条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき定められたその者」に、「換算して得た日数)」を「換算して得た日数)」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 学校職員が子の育児のために必要と認められる場合 次のイ及びロに掲げる学校職員の区分に応じ、当該イ及びロに定める期間

イ 次に掲げる学校職員以外の学校職員が生後一年六月に達しない子を育てる場合(生後二年に達しない子を育てるため学校職員から請求があつた場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、生後二年に達する日を限度とする期間において子を育てる場合) 一日二回とし、一日を通じて九十分を超えない範囲内の時間

ロ 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が生後一年に達しない子を育てる場合 一日二回とし、一日を通じて六十分を超えない範囲内の時間(一日の勤務時間が四時間以下の勤務日にあっては、一日一回とし、三十分を超えない範囲内の時間)

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

3 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。
(埼玉県立学校職員服務規程の一部改正)

4 埼玉県立学校職員服務規程(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十条の規定中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

職員(の育児休業等)に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八七六

職員(の育児休業等)に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

事委員会規則の一部改正

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「定める額」の下に「(地方公務員の育児休業等に関する法律

(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十条第一項に規定す

る育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をし

ている職員(次項において「育児短時間勤務職員等」という。))にあつてはその

額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下

「勤務時間条例」という。))が適用される者(以下この項及び次項において「勤

務時間条例適用職員」という。))にあつては勤務時間条例第二条第二項の規定に

より定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た

数を、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八

号。以下「学校職員勤務時間条例」という。))が適用される者(以下この項及び

次項において「学校職員勤務時間条例適用職員」という。))にあつては学校職員

勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一

項に規定する勤務時間で除して得た数(次項においてこれらの数を「算出率」と

いう。))を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはそ

の額に、勤務時間条例適用職員にあつては勤務時間条例第二条第四項の規定によ

り定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

を、学校職員勤務時間条例適用職員にあつては学校職員勤務時間条例第三条第四

項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で

除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた額とする。))を加え、同条第二項中「あつては、」

を「あつては」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例

第二号)第二条第二項」を、「勤務時間条例適用職員にあつては勤務時間条例第

二条第三項」に、「乗じて得た額」を、「学校職員勤務時間条例適用職員にあつ

ては学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時

間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等

にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額」に、「額」を「額とする。))

に改める。
(通勤手当に関する規則の一部改正)

第二条 通勤手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二四)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第一項中「条例同条同項」を「同項」に改め、同条第二項中「条例同条

同項」を「条例第十条第一項」に、「至つた」を「至つた」に改める。

第七条中「第七条」を「第七条第二項」に改める。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」

に改め、同条中「第十条第二項第二号」の下に「(職員の育児休業等に関する条

例(平成四年埼玉県条例第六号)第十五条(同条例第二十四条において準用する

場合を含む。))又は同条例第二十六条の規定により読み替えて適用する場合を含

む。))を加える。

第八条の三第一項第一号中「、同条第二項第一号」を「同条第二項第一号」

に改め、同項第二号中「同項第一号」を「同項第一号」に改め、同項第三

号中「同項第二号」を「同項第二号」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「第十二条の五第二項第二号」を「第十二条の五

第二項」に改める。
(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第三条 初任給調整手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五六)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「受ける」の下に「職員」を加える。

第六条第一項中「掲げる額」の下に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。))第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を加える。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部改正)

第四条 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―九三)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二十条」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。))第二十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同条第六号中「職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。))第五条の第三項」を「育児休業条例第七条第一項」に改める。

第三条第二号を次のように改める。

二 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(臨時である者を除き、非常勤である者にあつては、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)(その他人事委員会の定めるものに限る。)となつた者

イ 条例の適用を受ける職員

ロ 学校職員(学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ハ 企業職員(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ニ 病院職員(埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ホ 技能職員(技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第四号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ヘ 教育技能職員(技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ト 特別職の職員(法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員をいう。以下同じ。)

チ 特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)(職員のうち埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。))の定めるもの

第三条第三号中「その他」を「短時間勤務職員その他」に、「となつたもの」を「となつた者」に改め、同号イを次のように改める。

イ 特定独立行政法人の職員(前号イに掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの

第三条第三号ハ中「特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))を削る。

第五条中「常勤の職員等」を「条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員」に改める。

第五条の四第二項中「給料月額に乗ずる」を「百分の二十五を超えない範囲内で規則で定める」に改める。

第六条第二項に次の一号を加える。

四 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第十五条の規定により読み替えられた条例第四条第四項に規定する算出率をいう。第十二条第二項第四号において同じ。))を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第六条第三項中「(条例の適用を受ける職員のうち、臨時又は非常勤の職員及

び再任用短時間勤務職員を除いた者をいう。以下同じ。)を削る。
 第七条第一項を次のように改める。

第七条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからトまでに掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 学校職員

ロ 企業職員

ハ 病院職員

ニ 技能職員

ホ 教育技能職員

ヘ 特別職の職員

ト 特定独立行政法人の職員のうち人事委員会の定めるもの

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからニまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 特定独立行政法人の職員(前号トに掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

ロ 公庫等の職員

ハ 国等の職員(人事委員会が定めるものに限る。)

ニ 退職派遣者

第八条第三号中「第五条の三第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十二条第二項第七号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第十四条の二第二号中「第五条の三第三項」を「第七条第三項」に改める。

第十四条の三第一号中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第十四条の七第一項第二号中「に規定するそれぞれの月額」を「(育児休業条例第十五条の規定(育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。))により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する」に改める。

により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する」に改める。

別表第一任期付職員条例第四条第一項の給料表の項中「以上の」を「以上の号給及び任期付職員条例第四条第三項(育児休業条例第二十条(育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に、「三号給の給料月額」を「三号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改め、同表任期付研究員条例第五条第一項の給料表の項中「以上の」を「以上の号給及び任期付研究員条例第五条第四項(育児休業条例第十九条(育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に、「三号給の給料月額」を「三号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改める。
 (給料等の支給に関する規則の一部改正)

第五条 給料等の支給に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十五条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に、「職員にあつては、」を「ものにあつては」に、「第二條第二項」を「第二條第三項」に、「第三條第二項」を「第三條第三項」に改め、「勤務時間を」の下に「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつては勤務時間条例第二条第四項又は学校職員勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ」を加える。

(特勤勤務手当等に関する規則の一部改正)

第六条 特勤勤務手当等に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一九)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及

び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

四 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第五条第二項中「次項」を「以下この条」に、「次の表」を「次の表」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に

規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第二項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額合計額に」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び扶養手当の月額合計額に」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

四 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第七条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二二)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

第十一条 新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

一部を次のように改正する。

第五条第四項中「別表第二」を「同規則別表第二」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第十一条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―八四三)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「職員にあつては、」を「ものにあつては」に、「」第二條第二項」を「。以下「勤務時間条例」という。」第二條第三項」に改め、「除して得た数を」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)」第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第三項第三号中「第四条第五号」を「第四条第一項第六号」に改め、同号口中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第十二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―八五四)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第六条」を「第八条」に改め、同條第八号中「第二条」の下に「及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)」第三條」を加える。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 切替日以降に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(次條第一項第四号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

第四条第一項第一号から第三号までの規定中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「第十八項」を「第十七項」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第五号を第六号とし、同項第四号中「第二條第二項」を「が適用される

職員にあつては勤務時間条例第二條第三項」に、「乗じて得た額」を「、学校職員勤務時間条例が適用される職員にあつては学校職員勤務時間条例第三條第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
イ 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例が適用される職員にあつては勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、学校職員勤務時間条例が適用される職員にあつては学校職員勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則八―四

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則(平成十九年埼玉県人事委員会規則八―三)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第百四条第四項第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の子育休休業等に関する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則一八―六

職員の子育休休業等に関する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八―一）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 職員の子育休休業等に関する事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（条例第三条第四号又は第十一条第五号の埼玉県人事委員会規則で定める方法）

第二条 職員の子育休休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。）第三条第四号又は第十一条第五号の埼玉県人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の子育休休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

（条例第七条第一項及び第三項の埼玉県人事委員会規則で定める期間）

第三条 条例第七条第一項及び第三項の埼玉県人事委員会規則で定める期間は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第十三条第一号に規定する退職派遣者が、同条例第十一条第一項に定める特定法人の業務に従事していた期間及び休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 育児休業法第二条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

二 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）第二条第三号から第五号までに掲げる職員（同条第四号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）又は学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委

員会規則第四号）第二条第三号及び第四号に掲げる職員として在職した期間

三 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者（職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項の規定の適用を受ける職員、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第十三条の規定において準用する職員の給与に関する条例第二十一条第一項の規定の適用を受ける職員、教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員又は国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の適用を受ける職員）であった期間を除く。）

2 条例第七条第二項の埼玉県人事委員会規則で定める期間は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例第三条に規定する派遣職員の職員派遣の期間及び退職派遣期間とする。

（条例第八条の埼玉県人事委員会規則で定める日）

第四条 条例第八条の埼玉県人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二）第三十二条に規定する昇給日とする。

（条例第十二条の埼玉県人事委員会規則で定める日数及び時間）

第五条 条例第十二条の埼玉県人事委員会規則で定める日数は、十二日とし、埼玉県人事委員会規則で定める時間は、十六時間とする。

（育児短時間勤務承認請求書）

第六条 条例第十三条の埼玉県人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 職員の所属、職名及び氏名

二 育児短時間勤務の承認、その期間の延長又は再度の育児短時間勤務の承認の別

三 再度の育児短時間勤務の承認の場合にあっては、当該承認が必要な事情

四 育児短時間勤務の承認又はその期間の延長の請求（以下この項において「請求」という。）に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日

五 請求に係る子の職員以外の親の氏名、当該子との同居又は別居の別及び就業の有無

六 請求をしようとする期間

七 請求に係る育児短時間勤務の内容

八 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間

2 任命権者は、育児短時間勤務の期間の延長の場合を除き、育児短時間勤務承認請求書に前項第四号に掲げる事項を証明する書類を添付することを求めるものとする。

(特別休暇の対象となる子の年齢)

第七条 条例第三十一条第二項の埼玉県人事委員会規則で定める年齢は、満二歳とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の時勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

職員の時勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一三一一八)の一部を次のように改正する。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第六条の三 第二条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。

第七条中「二十日に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数(一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員(以下「非同一勤務型再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、百六十時間に条例第二条第二項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」に、「ロ」と

する」を「と」に改め、同条に次の二号を加える。

一 齊一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員(条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員(条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。))のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。))百六十時間に条例第二条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数

第七条の二中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第七条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「採用の月」を「在職期間」に改め、「と」の下に「又は任期付短時間勤務職員」を加え、同条第四項中「二十日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が委員会と協議して定める日数)(当該」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(その」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次のイ及びロに掲げる場合に依り、当該イ及びロに掲げる日数

イ 当該年の初日に職員となった場合 二十日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数

ロ 当該年の初日後に職員となった場合 この号イの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

二 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が委員会と協議して定める日数

第七条の三第五項中「定める」の下に「ものは、育児休業法第六条第一項第一号の規定により一年を超えない任期を定めて採用される常勤職員とし、委員会規則で定める」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七条の四 一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定めるものとする。

第八条中「残日数が」を削り、「を超えない職員にあっては当該」を「(第七条各号に掲げる職員にあっては、当該年に付与された年次休暇の日数)を超えない範囲内の」に改め、「二十日を超える職員にあっては二十日」を削る。

第九条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「非同一般勤務型再任用短時間勤務職員」を「不斉一般短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「単位とする」を「単位として使用した」に、「八時間(一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員にあっては、その者の勤務日の一日当たりの勤務時間(一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)を」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間

二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次のイからハまでに掲げる勤務の形態の区分に応じ、当該イからハまでに定める時間数

イ 育児休業法第十条第一項第一号 四時間

ロ 育児休業法第十条第二号 五時間

ハ 育児休業法第十条第三号又は第四号 八時間

三 斉一般短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉一般短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

四 不斉一般短時間勤務職員(第二号に掲げる職員のうち、不斉一般短時間勤務職員を除く。) 八時間

第十一条第一号の四中「(再任用短時間勤務職員)」を「(斉一般短時間勤務職

員)」に、「再任用短時間勤務職員の一週間」を「その者の一週間」に、「(非同一般勤務型再任用短時間勤務職員)」を「とし、不斉一般短時間勤務職員」に改め、「第二条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「再任用短時間勤務職員の勤務時間」を「その者の勤務時間」に、「(一日未満)」を「(一日未満)」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 職員が子の育児のために必要と認められる場合 次のイ及びロに掲げる職員の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる期間

イ 次に掲げる職員以外の職員が生後一年六月に達しない子を育てる場合(生後二年に達しない子を育てるため職員から請求があった場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、生後二年に達する日を限度とする期間において子を育てる場合) 一日二回とし、一日を通じて九十分を超えない範囲内の時間

ロ 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が生後一年に達しない子を育てる場合 一日二回とし、一日を通じて六十分を超えない範囲内の時間(一日の勤務時間が四時間以下の勤務日においては、一日一回とし、三十分を超えない範囲内の時間)

第十一条第七号中「七月」を「六月」に改め、「(任命権者が職務の特殊性又は当該公署の特殊のため特に必要と認めた場合)にあっては、一の年の六月から九月までの範囲内で委員会の承認を得た期間内」を削り、「(再任用短時間勤務職員)」を「(斉一般短時間勤務職員)」に、「再任用短時間勤務職員の一週間」を「その者の一週間」に、「(非同一般勤務型再任用短時間勤務職員)」を「とし、不斉一般短時間勤務職員」に改め、「第二条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「再任用短時間勤務職員の勤務時間」を「その者の勤務時間」に、「(一日未満)」を「(一日未満)」に改め、同条第十三号中「(再任用短時間勤務職員にあっては三日に再任用短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数(非同一般勤務型再任用短時間勤務職員にあっては、二十四時間に条例第二条第二項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一日として日に換算して得た日数)を」を「(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)」を削り、同条第十三号の二中「(再任用短時間勤務職員にあっては五日に再任用短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数(非同一般勤務型再任用短時間勤務職員にあっては、四十時間に条例第二条第二項の規定に基づき

り消した。

平成二十年二月二十六日

埼玉県川越県税事務所長

田中昭夫

氏名又は名称	有限会社 市ノ瀬鉱油
代表者の氏名	市ノ瀬 征雄
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県志木市中宗岡 一―十五―六十
指定取消年月日	平成二十年一月二十一日

号 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

- 一 許可番号
平成十九年十二月十二日
指令飯整第一九〇〇四三〇号
- 二 検査済証番号
平成二〇年二月十九日
飯整第一九〇〇六一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字長瀬字塚場七四

一番一、七四二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字岩井一五〇番地二

株式会社ヤマニ
代表取締役 佐野 裕也

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

- 一 許可番号
平成十九年十一月二十八日
第一九〇一一二〇号
- 二 検査済証番号
平成二十年二月八日
第一九〇一五八号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字下里字中台一六八〇―一の一部、一六八〇―二、一六七三―六、一六七四―八
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡小川町大字下里二四八三―七
田端 隆之

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父市中宮地町四一七三番一地先から同市宮側町一三番九地先まで		六・三〇 一・二・五〇	八二七・四〇	交通安全施設整備工事による拡幅
旧			一・一・〇〇 一・二・〇〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
二百九十九号	秩父市上宮地町四四六番一地先から同市宮側町四三三六番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年二月二十六日	延長二六七・八〇メートル

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ熊谷線
- 三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	熊谷市万吉字下原一八六一番六地先から同市万吉字下平塚一九一一番一地先まで	一四・二〇 二三・二〇	七二・一〇	地方特定道路(交通安全)整備工事による。
新		一五・五〇 二四・〇〇		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
ときがわ熊谷線	熊谷市万吉字下原一八六一番六地先から同市万吉字下平塚一八七九番一地先まで	平成二十年二月二十六日	延長 一八二・三〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
		区 間	四・五〇 七・〇〇	三二一・六〇	交差点整備工事
	蓮田市上二丁目三六八一番二地先から同市上二丁目四三八七番地先まで		一一・七〇 二五・〇〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	蓮田市大字黒浜字新井一三〇二番二地先から同市大字黒浜字新井一二九七番一地先まで	区 間
	敷地の幅員 (メートル) 七・六〇 一一・一五	延 (メートル) 長
	九・八〇 一一・一五	七八・〇〇
		備
		考

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	蓮田市大字江ヶ崎字中一一五三番三地先から同市大字江ヶ崎字中一一四一番一地先まで	区 間
	敷地の幅員 (メートル) 一〇・三〇 一一・七八	延 (メートル) 長
	一一・二八 一七・五〇	九六・六〇
		備
		考

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	蓮田市東三丁目八六二番一地先	区 間
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	六・六〇 一五・一〇	五二・九〇
	備考	備考
	自転車歩行者道整備工事	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十六日
埼玉県杉戸県土整備事務所長
榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年十月十九日
指令杉整第一九〇一三二〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月二十一日

杉整第一七三二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字上内字砂原一七九〇―三五、―三六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町大字上内一四四八―一
木村 敏夫

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
	蓮田市西城一丁目六六番地先から同市西城三丁目一六一番地先まで	区 間
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	一九・六〇 三〇・〇〇 四〇・六〇	二二九・八〇
	備考	備考
	交差点整備工事	

埼玉県選挙管告示第十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十年二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 入間川病院	狭山市祇園一七番二号

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六二―二九〇―(代表)